

付 議 第 3 号

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 28 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

第 号

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例

(高知県情報公開条例の一部改正)

第1条 高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。第16条第11項において同じ」を削り、「作られた記録」を「作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」に、「同項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第9条第3号中「、第15条」を削る。

第10条第2項中「決定」を「決定(以下「開示決定等」という。)」に改め、同条第3項及び第5項中「第1項の決定」を「開示決定等」に、「当該決定」を「当該開示決定等」に改め、同条第7項中「第1項の決定」を「開示決定等」に改める。

第11条第1項中「開示の決定等」を「開示決定等」に改める。

第12条第1項及び第2項中「第10条第1項の決定」を「開示決定等」に改める。

第14条の2を削る。

第15条を次のように改める。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第15条 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第15条の次に次の3条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(公文書開示審査会への諮問)

第15条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、

当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第16条第1項の規定により置かれる高知県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第15条の4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、開示決定等の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、開示決定等後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定等をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(1) 開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第16条第1項中「前条」を「第15条の3第1項」に改め、同条第2項中「の審査を行うほか」を「に定めるもののほか」に改め、同条第5項ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改め、同条第7項中「前条」を「第15条の3第1項」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

第16条第9項から第11項までを削り、同条第12項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動を

してはならない。

第16条第13項を削る。

第16条の次に次の8条を加える。

(審査会の調査権限)

第16条の2 審査会は、必要があると認めるときは、第15条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第16条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第16条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第16条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第16条の2第1項の規定に基づき提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第16条の3第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第16条の6 審査会は、第16条の2第3項若しくは第4項又は第16条の4の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料

を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第16条の7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第16条の8 審査会は、第15条の3第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第16条の9 第16条（第1項を除く。）から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条中「第16条第12項」を「第16条第9項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

（高知県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第36条」を「一第36条の9」に改める。

第2条第5号中「作られた記録」を「作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」に改める。

第11条第2項中「提供しようとするときは」を「提供しようとする場合は、法令等の規定に基づくときを除き」に改める。

第20条第2項中「決定」を「決定（以下「開示決定等」という。）」に改め、同条第3項及び第5項中「第1項の決定」を「開示決定等」に、「当該決定」を「当該開示決定等」に改める。

第21条第1項及び第2項中「前条第1項の決定」を「開示決定等」に改める。

第27条第2項中「決定」を「決定（以下「訂正決定等」という。）」に改め、同条第3項中「第1項の決定」を「訂正決定等」に、「当該決定」を「当該訂正決定等」に改める。

第28条第1項及び第2項中「前条第1項の決定」を「訂正決定等」に改める。

第30条中「当該請求」を「当該是正請求」に改める。

第32条第2項中「決定」を「決定（以下「是正決定等」という。）」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条第3項中「第1項各号の決定」を「是正決定等」に、「当該決定」を「当該是正決定等」に改める。

第32条の2を削る。

第33条を次のように改める。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第33条 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第33条の次に次の3条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第33条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（個人情報保護審査会への諮問）

第33条の3 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第36条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

（3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

（4） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の是正をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は是正請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第33条の4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、開示決定等の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、開示決定等後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定等をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(1) 開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第36条第1項中「第33条」を「第33条の3第1項」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条第2項中「及び第10項」を削り、同条第3項中「第33条」を「第33条の3第1項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

第36条第5項から第7項までを削り、同条第8項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第36条の次に次の8条を加える。

（審査会の調査権限）

第36条の2 審査会は、必要があると認めるときは、第33条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第36条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第36条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第36条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第36条の2第1項の規定に基づき提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第36条の3第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第36条の6 審査会は、第36条の2第3項若しくは第4項又は第36条の4の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むこ

とができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第36条の7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第36条の8 審査会は、第33条の3第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第36条の9 第36条(第1項を除く。)から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第47条中「第36条第8項」を「第36条第5項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

(高知県行政手続条例の一部改正)

第3条 高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「規定する者であったことのある」を「掲げる者であった」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第7条 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

第2条中「審査請求があった」を「審査請求がされた」に改める。

第3条の見出しを「（組織等）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（不服申立てに関する経過措置）
- 2 実施機関（第1条の規定による改正前の高知県情報公開条例（以下この項において「旧情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）がした開示決定等（旧情報公開条例第10条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 実施機関（第2条の規定による改正前の高知県個人情報保護条例（以下この項におい

て「旧個人情報保護条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関をいう。)がした開示決定等(旧個人情報保護条例第20条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。)、訂正決定等(旧個人情報保護条例第27条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。)又は是正決定等(旧個人情報保護条例第32条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。)についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行による情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）等の一部改正を考慮し、関係条例について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく新たな審査請求、行政不服審査会等の制度に準ずるよう必要な規定を追加するとともに、同法の引用規定の整理等を行うとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～6 略

2～6 略

第22条の2 略

第22条の2 略

第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在

職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この

条及び次条において同じ。) から」と読み替えるものとする。

条及び次条において同じ。) から」と読み替えるものとする。